

2009 (平成 21) 年 12 月 18 日 金曜日

各 位

株式会社カナモト
 (9678 東証第 1 部 札証)
 取締役執行役員経理部長 卯辰伸人
 <資料に関するお問合せ先>
 社長室 広報担当課長 高山雄一
 電話:011-209-1631

(訂正)「平成 21 年 10 月期 第 2 四半期決算短信」の一部訂正について

建機レンタルのカナモト(代表取締役社長:金本 寛中 本社:札幌市)は、平成 21 年 6 月 5 日付で発表しました「平成 21 年 10 月期 第 2 四半期決算短信」について、一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

訂正を要する箇所および訂正した箇所には を付してあります。

記

【6 頁「4. その他」 「(3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」 「③会計処理基準に関する事項の変更」 「重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更」】

<訂正前>	<訂正後>
重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更 有形固定資産 (前略) この結果、従来の方法と比較して、売上原価が <u>1,129</u> 百万円減少し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ同額増加しております。 (後略)	重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更 有形固定資産 (前略) この結果、従来の方法と比較して、売上原価が <u>1,211</u> 百万円減少し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ同額増加しております。 (後略)

【12 頁「5. 四半期連結財務諸表」 「(5) セグメント情報」 「会計処理方法の変更」 「②減価償却資産の減価償却方法の変更」】

<訂正前>	<訂正後>
②減価償却資産の減価償却方法の変更 定性的情報・財務諸表等 4. (3) ③に記載のとおり、第 1 四半期連結会計期間より当社及び国内連結子会社のレンタル用資産について、減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、建設関連事業の営業利益が <u>1,129,912</u> 千円増加しております。	②減価償却資産の減価償却方法の変更 定性的情報・財務諸表等 4. (3) ③に記載のとおり、第 1 四半期連結会計期間より当社及び国内連結子会社のレンタル用資産について、減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、建設関連事業の営業利益が <u>1,211,483</u> 千円増加しております。

以上